

平成27年葛巻町議会 | 2月定例会議 会議録（第3号）
(輝くふるさと常任委員会)

平成27年12月8日(火)
午前10時開議

〔開会〕

【会議録署名委員の指名】	・・・・・	1
日程第1 会議録署名委員の指名		
【議案第46号～議案第66号審査】		
日程第2 議案第46号 平成27年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）	・・・・・	1
日程第3 議案第47号 平成27年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号)	・・・・・	12
日程第4 議案第48号 平成27年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)	・・・・・	12
日程第5 議案第49号 行政手続における特定の個人を識別するための個人番 号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	・・・・・	14
日程第6 議案第50号 葛巻町町税条例等の一部を改正する条例	・・・・・	15
日程第7 議案第51号 葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例	・・・・・	16
日程第8 議案第52号 盛岡市及び葛巻町における連携中枢都市圏の形成に係 る連携協約を締結することの協議に關し議決を求めるこ とについて	・・・・・	19
日程第9 議案第53号 東京電力株式会社原子力発電所事故に係る和解に關し 議決を求ることについて	・・・・・	25
日程第10 議案第54号 盛岡地区広域消防組合規約の一部変更の協議に關し議 決を求ることについて	・・・・・	26

日程第11	議案第55号	公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める ことについて（葛巻町地域情報通信基盤施設）	26
日程第12	議案第56号	公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める ことについて（葛巻町コミュニティ防災センター）	29
日程第13	議案第57号	公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める ことについて（くずまき斎苑）	30
日程第14	議案第58号	公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める ことについて（町立体育施設）	31
日程第15	議案第59号	公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める ことについて（町立コミュニティセンター等）	31
日程第16	議案第60号	公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める ことについて（養護老人ホーム葛葉荘）	32
日程第17	議案第61号	公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める ことについて（町立児童館）	33
日程第18	議案第62号	公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める ことについて（ふれあい宿舎グリーンテージ）	33
日程第19	議案第63号	公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める ことについて（グリーンパーク袖山ハウス及び馬淵川 源流公園）	34
日程第20	議案第64号	公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める ことについて（町立体験交流施設等）	34
日程第21	議案第65号	公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める ことについて（葛巻町山地酪農研修センター）	35
日程第22	議案第66号	公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める ことについて（森の館ウッディ）	35

平成27年葛巻町議会 2月定例会議 会議録（第3号）輝くふるさと常任委員会				
12月定例会議 議事日程告示年月日	平成27年11月26日（木）			
定例会議再開年月日	平成27年12月4日（金）			
会議の場所	葛巻町役場			
会議年月日	平成27年12月8日（火） 開会10時00分 閉会12時11分			
委員出席状況 (凡 例) ○ 出席 △ 欠席 △ 遅刻 △ 早退	委員氏名	出席の有無	委員氏名	出席の有無
	山崎邦廣	○	小谷地喜代治	○
	大平守	○	山岸はる美	○
	柴田勇雄	○	辰柳敬一	○
	鈴木満	○	高宮一明	○
	姉帯春治	○	中崎和久	—
	柴田勇雄		高宮一明	
会議録署名委員	議会事務局長	澤口節子	議会事務局総務係長	遠藤政明

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木重男	健康福祉課長	深澤口和則
	副町長	觸澤義美	農林環境エネルギー課長	中村輝実
	教育委員長		建設水道課長	冬村一彦
	農業委員会会长		教育委員会事務局教育次長	檜木幸夫
	代表監査委員		病院事務局長	岩泉宇昭
	教育長	中田直雅	農業委員会事務局長	村上明彦
	総務企画課長	丹内勉	総務企画課室長	波紫徳彰
	政策秘書課長	山下弘司	総務企画課財政係長	近藤桂太
	住民会計課長	村中英治		

(開会時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

朝のあいさつをします。おはようございます。
これから、輝くふるさと常任委員会を開会します。
ただいまの出席委員は、9名です。
定足数に達していますので、会議は成立しました。
本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。
これから、本日の審査日程に入ります。
日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、委員長から、柴田勇雄委員及び高宮一明委員を指名します。
それでは、ただいまから、議案審査を行います。
質疑、答弁とも簡潔、明快にお願いします。
また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。
はじめに、日程第2、議案第46号、平成27年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）
を、議題とします。
これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。
山崎委員。

山崎邦廣委員

私から、15ページ、歳出のところでございます。2款、8目、15節、工事請負費に
関係してございます。この防犯灯設置工事でございますけれども、ここに計画されて
いるほかに、この防犯灯設置の計画、予定がほかにあるかどうか伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

防犯灯設置工事、結論的には、これはトータルの補正不足分でございます。と申しますのは、例えば、地区の要望等を受けて年間予算化したもの、それから、広報等に載せていただきましたけども、東北電力さんの方から寄贈いただく電気等がございます。そういうものを含めてのものでございまして、例えば、電柱に設置する際にできるだけ経費節減等の関係から、電柱、電話柱の許可等をお願いしているわけですけども、そこまでないというような場合、電柱の支線を持ってこなければならない、そういう工事等が発生します。そういう部分の年間の調整分にやや不足が生じましたので、この分を、これは大体3基から4基分をみていますけども、特別この部分をということではなくて、年間トータル部分の調整でございますので、新たにということではありません。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。小谷地委員。

小谷地喜代治委員

24 ページをお願いします。農業振興費の農地中間管理事業の部分で、機構集積協力金ということですけれども、対象農家数、あるいは面積等はいくらになっているか、お伺いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ただいまのご質問の方に、お答えさせていただきます。

機構の集積協力金につきましては、まず、二つございまして、経営転換によりますリタイアと言われるものですが、こちらにつきましては約10人、それから、耕作者集積の部分について28名という人数構成になっております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

小谷地委員。

小谷地喜代治委員

集積ということですので、1カ所というようなことではなくて、今の件数はお聞きしましたけれども、そいつた部分で、農業委員の皆さんを中心になりながら集積事業をしているわけですが、地区ごとにといいますか、例えば、江戸方面だと、田部方面にというようなことで、年度ごとに計画して、そいつた部分を、本当に農家で使いやすいような集積があればというように思いますが、そいつた部分はいかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ただいまのご質問でございますけれども、基本的には、その使いやすい形での集積というご質問だというように理解をして、お答えさせていただきますけども、まずは、この集積につきましては、出し手、借り手、こちらのところのニーズがマッチしないと、うまい具合にその貸し付けというのができません。それで、計画的に、例えば、だれがだれに貸し付けるというものを前もって計画するというのは非常に困難なことだと考えております。ですので、事前に経営を中止なさる方の情報、それから、あるいは借りたいという方の情報等の収集を努めまして、できるだけ、その集積に一番見合った形での調整の方を図っていくことが重要であろうかというように考えております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

小谷地委員。

小谷地喜代治委員

昨日の辰柳議員さんの答弁の中で、その対象農地はほとんど飼料作物というような回答をいただいたいというように思っておりますけれども、そういう部分で、申込みしていても対象にならなかったという農地はあったでしょうか。ほとんどが対象になっているのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

農地のマッチングに関しましては、細かい情報等が手元にございませんので、確たることにつきましてはお答えすることはできないのですけれども、まず、飼料作物の方の利用としますと、どうしても機械の大きいものが入る農地というものが対象になってまいりますので、一部につきましては、実際に貸したいという土地があっても、畜産の方で利用ができない部分というのはあるということは、まず、その事実はあるかというよには考えております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

私の方からは、最初に35ページお願ひいたしたいと思います。給与明細書で、このように一般職の部分で職員数が2名ほど減っておりますけれども、この減っている課はどこの課が対象になるのか。また、給与費で言えば、この補正科目では何費に主に反映されているのか、その内容についてお伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（山下弘司君）

お答えいたします。

減っているところは住民課の戸籍のところと、それから、健康福祉課の衛生の部分、1名ずつの減という形になってございます。

課ごとの減っている部分につきましては、資料を取り寄せさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

ただいまの話ですと、住民会計課と健康福祉課というように伺いました。それで、どうでしょうか。住民会計課、健康福祉課両名ずつ減になって、事務に支障が出ていないのかどうか、その事情について、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

それでは、住民会計課の関係がございますので、お答えを申し上げます。

住民会計課、戸籍の関係につきましては、9月末で1名、主事級ですが退職をしてございまして、その関係での調整であろうかと思います。住民会計課については年度末ではなくて、年度途中の退職ということでございまして、その正職員の配置ということではなくて、現在、臨時職員の雇用、あるいは課内での事務の見直しということで対応しております。そういった中で、多少時間外が増えるとか、そういったようなことはございますが、そういった課内での連携した対応という中で、今年度なんか対応してまいりたいということで、今、進めているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（深澤口和則君）

それでは、健康福祉課の状況につきましては、私の方から答弁させていただきます。平成26年度末で専門職、具体的には保健師1名が退職いたしまして、その分が減という形でございます。健康福祉課におきましても、業務の見直し等によりまして、なんとか課内で業務の方はこなしているというような状況でございます。専門職の業務でありまして、ニーズはいろいろな、多種多様化している中ではございますが、組織内で事務の見直し等々を進めながら、専門職でなくともといいますか、事務職あるいは臨時職員等で対応できる部分などにつきましては、そういった形で振り分けをしながら対応しているという状況でございまして、住民の皆さんへのサービス部分について、特に支障が発生しているというようなところは、担当課としては認識しておりません。なんとか対応しているかなと、そういう状況でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

さして事務に支障が出ていないという両課からのお話だったように感じられますが、いずれ、最近ずっと職員数が減ってきておりますので、その負担量というのも当然、小さい課の中では事務量がものすごく、1人減ったことによりまして負担がかかるのではないかという心配を持っている一人でございますので、こういったような部分については、さらに精査をされながら、極力、職員数等々については吟味していただきながら、住民サービスの低下にはつながらないような形でお願いいたしたいと思っておりますので、今のような答弁ですと、事務に支障がないというようなことで、住民の方々からいろいろな苦情等が出たような場合、早急な、そういったような対応にも支障が出るような形になりますと大変でございますが、そういったような部分については万全でしょうか。もう一度お答えをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、お答え申し上げます。

今回の2名につきましては、当初の予算措置した以降に事情によっての退職者2名がございまして、今回のような補正といいますか、お願いしているところでございますが、そういう中で、それぞれ健康福祉課、あるいは住民会計課におきましても、その対応につきましては、課内での対応、あるいは臨時の職員という形の中で対応をしているところであります。

そういう中で、今後の対応ということにつきましては、今年度におきましても年度の途中に、来年度以降といいますか、新規の事業、あるいは、そういう新たな事業等にもしっかりと応えていかなければならない事情等も多く出てきておりますので、そういう点等を考えながら、今回の28年度の採用の関係につきましても5名ほど、今、その採用の方向で発表をしているところでありますが、そういう中で、先ほどお話をありますように、それぞれの部署の新たな業務の対応等も出てきておりますので、総合的にそういう面での体制の充実を図ってまいりたい。そして、住民のサービスの向上に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

ただいまのような形で、ぜひ確立をしていただきたいというお願いをしておきたいと思っております。

次に進ませていただきたいと思います。

15ページの企画費の中で、消滅してたまるか自治体サミットで753,000円ほど今回

計上になってございます。この部分と、27 ページの商工振興費の企業立地の促進助成金ということで 20,000,000 円計上になっておりますが、この二つの具体的な内容説明について、お願ひをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

まず、15 ページの方の消滅してたまるかサミットの方ですけども、第1回目を葛巻町の方で開催したわけですが、葛巻町、岩手町、零石町3町で当面は一巡しましょうという首長の約束等の中での発展した事業でございまして、今回は零石町で行います。零石町が当番ですので、基の案は零石の方で調整しているわけですが、参加負担金を徴収したいということで、大体、割当人数等もきてございまして、最低でも葛巻の方からは 30 人くらいというような要請もきてございまして、その参加負担金及び共通経費でございます。

それから、企業立地助成の関係でございますが、これにつきましては、今般、東京に本社を置きます会社の方から、いわゆる葛巻林業さん跡の施設、土地等を利用いたしまして、そこを購入いたしまして、葛巻の方で事業をやりたいと、内容はパルプ用チップ、木質ペレット製造でございます。そういうものをやるに当たって、葛巻町の企業立地助成金を活用したいということで、事業の認可申請が提出されました。これに基づいて、今後、その事業申請が適当であれば補助金の交付という段取りになるわけで、その補助金の予算枠を確保したいという意味での今回の計上というものでございます。

ちなみに、これにつきましては事業費の投資額、固定資産ですけども、土地、建物等ですので、備品とか、そういう細かいのは入りませんが、その投資額の部分の 10 分の 3 を町で、3 億円でしたかを限度に補助すると。それで、その 2 分の 1 は県の方の助成金の制度がございまして、今、県の方へも、その事業認定申請の審査をいただいておりまして、ただいま審査中でございます。

途中経過ですが、会社自体は主には蓄電池とかメガソーラーの販売を主力としている会社のようございまして、海外にも取引があるということ。それから、銀行等からの融資も、資金操作等にも懸念は認められない、支払い能力には問題ない、優良企業だというような会社概要等、いろいろな資料等を見れば、そういうようになってございます。県でも同じような評価をしてございます。そういう会社でございます。

それで、その事業認定申請になれば、次の段階に移るということで、このあと事業認定申請が正式になれば、土地等の取得契約とか、事務所の設置とか、そういうのを進めていくて、今のところ、会社としては操業開始を大体 3 月初旬を見込んでおるようですが、事業認定申請がどの程度になるかによって、少しずれてくるかとは思いますが、今のところ、そういう計画でございます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、消滅してたまるか自治体サミット、第1回目は当町で開催したものですね。これを、次は零石で開催するための予算計上というように理解してよろしいですね。

こういったような部分では、先ほど30名程度というようなお話をされたと思っておりますが、開催時期とか、この案内していただくような方々、非常に葛巻で開いた際に盛況なうちに、中身の濃いサミットであったなというように、私も出席して、感じてきました。こういったような部分では、開催時期とか案内、こういったような部分はどういう形でご案内するのか、お知らせをしていただきたいと思っております。

それから、企業立地の関係について、もう少し、全然こういったような部分は聞いたことがない部分でございましたので、例えば、この根拠とすれば、条例によるものとしての予算計上になっているのか、そういったような関連性。あるいは、町内ではどこの予定で、雇用人数の予定はどのくらいなのか。この3月初旬という時期についてはお話をあったようですけども、こういったような部分が少し不明確でございますので、もう少し中身をお知らせしていただければ有り難いなということで、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

失礼いたしました。追加の説明をさせていただきます。

まず、消滅してたまるかの方ですけども、今のところ2月6日土曜日に予定されてございます。今は時間まで把握しておりませんけども、午後からだったと思いますが、2月6日の土曜日で、いずれ皆様の方にご案内等をお願いするということになるかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、企業立地の方につきましては、今、予算計上はしまして、先ほど言いましたけども、これが、このまま補助決定ということではなくて、そういったものの、あるいは、県の方も含めてですけども、そういった補助の対象にするための事業として認可を受けるという、今、その段取りでございまして、それが終わりまして、認可になりまして、実際その土地等、あるいは建物等を投資、それが終わりますと初めて補助申請、補助決定という段取りになるものでございます。ですので、これが、そのまま、20,000,000円なにがしが決定という額ではございませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

それで、その20,000,000円の根拠でございますが、土地3筆、建物3棟でございますけども、土地、建物、それから、それに一部、既存のフォークリフトとか、そういう償却資産がございますけども、そういったものを旧葛巻林業さんの方から購入するというようなものでございます。それに対する投資額というのが主な額になってございま

すので、その総額が、少し余裕はみておりますけども、19,000,000円強でございます。総額で70,000,000円強でございまして、その10分の3ということで19,000,000円くらいということでの積算でございます。

それから、人数の方ですけども、ただいまのところ、操業開始に向けて、町内から5人程度採用するという計画でございます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

実際に、この企業稼働するのが3月初旬ということでおろしいですね。そのことを確認させていただいて、町内の雇用5人程度ということ。それから、この条例との関わりは、確かに雇用人数とか資本とか、そういういったようなものがあったと思っておりますけども、そういういたような部分では、これが招致になった際には、企業立地の助成金が、さらに条例の規定に基づいて支給されるというような方向になるでしょうか。その確認でお伺いをいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

計画書によりますと、稼働は3月初旬ということでおろしゅうございます。

それから、企業立地助成の適用ですけども、今、書類の方をいろいろ、実際問題、不備の部分もございますので、やり取りしてございますけども、それらがクリアになれば条件には当てはまると思っていました。よろしくお願ひいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。姉帶委員。

姉帶春治委員

26ページの林業管理費で、鰻沢線だと思いますけども、今はどのような状況ですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（冬村一彦君）

林道の排水路整備工事のことについてのご質問と思います。こちらにつきましては、当初で18,000,000円の予算を付けていただいていたわけですけども、実際に始めまして、県の方とも、これまでにも3回ほど河川協議等を行っております。その段階で、いわ

ゆる流域面積の取り方を若干取り違えていたということが判明いたしました、それが、くくりが大きくなるということに伴いまして、その排水路の断面を大きくしなければならないということでございまして、当初はコンクリートの二次製品を設置することで計画して、その断面が1メートル×1メートルというくらいの大きさの二次製品でございますが、それを見直し後、1.3メートル×1.3メートルというくらいの大きさにしなければ間に合わないということで、今回この7,000,000円を追加でお願いするものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

そうすると、全体的には何年くらいの計画なのか。また、それぞれの作業の中で伸びていくのか、そういうところをお願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（冬村一彦君）

期間のことにつきましては、今年度単年度での完成を目指しているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。政策秘書課長。

政策秘書課長（山下弘司君）

先ほど柴田委員さんからの質問で保留にしていた部分をお答えさせていただきます。課ごとの職員減になった部分での額というようなことだったわけですが、課ごとにはなかなか出せない形がございまして、科目でのお答えをさせていただきます。民生費で6,900,000円ほどの減になる予定です。ただ、これは職員の減だけではなくて、いろいろ育児休業となった職員とか、そういった部分も含めて、そういった形での影響になる形になりますし、それから、衛生費につきましては4,259,000円ほどの減というような形になるところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。高宮委員。

高宮一明委員

ページ数15ページ、企画費についてお伺いします。委託料で、地域情報通信基盤施

設修繕業務 3,000,000 円、これが宅内引込ということでございますが、どの地域になるのか、その点についてお伺いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

これにつきましては、額が大きいですので、印象として、どこの箇所というような感じにも見受けるかというように思いますけども、これにつきましては、全体的な話でございまして、宅内引込に係る修理というように捉えていただければと思います。例えば、鳥、カラス等による光ファイバーへのいたずらとか、そういったのが結構ございまして、そういうものの累計が結構大きな数字になるものでございます。それで、今後の、今現在壊れているから見てくれというようなのを整理いたしましての額でございまして、1カ所とか、あるいは特定地域とかということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

高宮委員。

高宮一明委員

これについては分かりました。

この地域情報に関連してお伺いしますが、現在、携帯電話の不感地帯はどのような状況になっておるでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

これまで、地域とすれば5カ所あったわけですが、今般、土谷川地区の鉄塔工事を進めておりまして、解消の見込みでございます。それで、残るところ4カ所ございます。畠の奥の方、それから小屋瀬の弓弦部の方2カ所と上外川の1カ所は残ってございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

高宮委員。

高宮一明委員

今、その不感地帯4カ所というような感じまでお伺いしましたが、やはり、そういう関係の人たちから強い要望がございます。今後はそういう地帯も、やはり便利なものですから、町民全体がそういう関係で情報収集ができるというような形に持ってい

ければなというように思っている一人でございます。今後、そういったところの不感地帯の解消に向けて、どのような取り組みをされるのかお伺いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

不感地帯の解消につきましては、全域100パーセントということを目指して、これまでも取り組んできまして、国、県への働きかけとか、町長も上京した際にいろいろな働きかけとかをして、全国でも有数のエリア地域というようになったと思ってございます。完全な100パーセントというのは、当然、目標としては目指すべきことではございますが、一番の問題は、その通信業者が引き受けてくれるか、乗ってくれるかという、その部分がございます。当然、受益者が少なければ少ないほど二の足を踏むというのが実態でございます。そういった、その部分を、これまでかなり強く要望してきて、現在の水準まで引き上げてきたわけですが、これを、さらに、もうひとつランクの動き等が必要になってくるのかと思います。そういった部分で、引き続き働きかけ、努力をすることになると思いますが、その時間的な部分では、もう少しかかるかというようには思ってございます。どういった方法があるか、あるいは実現できるかできないかという部分を、さらに総合的に検討しなければならないというように思ってございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

高宮委員。

高宮一明委員

時間がかかる、事業費がかかる、そういったことは分かりますが、やはり町民それぞれの立場で暮らしておって、皆さんと同じような環境になりたいということで強い要望がございますので、できるだけ対応していただくよう要望しております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第46号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第46号、平成27年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第47号、平成27年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第47号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第47号、平成27年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第48号、平成27年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

8ページお願いします。施設建設費ということで、浄化槽の整備工事で10,000,000円の補正が出ておりますが、これにつきましては、今年度のこの浄化槽の設置数と、今回のこの10,000,000円の設置数合わせてどのくらい整備になるのか、その内容について、お知らせをいただきたいと思っております。

また、1基設置いたしますと、整備率はどの程度上がっていくものか、そのあたりも教えていただければ有り難いです。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（冬村一彦君）

浄化槽のことについてでございますが、現在 15 基までが完了済でございまして、2 基が工事中でございます。

それで、今年度当初は 25 基の予定で進めておりましたが、その中で、今年は中村住宅、あるいは五日市定住住宅ということで大きな浄化槽が設置となっております。このあたりの工事費がかさんできておりまして、また、さらに今年度 3 基を追加して、28 基ということでの目標にしておりまして、その分の費用が 10,000,000 円ということで計上させていただいたものでございます。

なお、1 基設置すれば、整備率、あるいは、それが何パーセント上がるかということにつきましては、今手元に資料がございませんので、取り寄せて後ほどお答えしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

付け加えて、私の方からも答弁をさせていただきますが、今回のその浄化槽の整備につきましては、5 年間の計画の中で進めてきたものでございます。

そういう中で、全体的に計画以上の基数といいますか、そういう様々な支援対策等も講じながら、そういう中で、かなり計画以上の基数が伸びたことによりまして、これにつきましては、県の方といたしましては、当初は 5 年間の計画の中で進めているという範囲の中で、どうしても縛りがあるというような話もございましたが、そういう中で、町の今そういう特別な対策として、こういう取り組みをしているということ等もご理解をいただきながら、県の方としても、県の全体的な枠を見直していただきまして、そして、町の方に大きく配分を回していただいて、今回の歳入におきましても、そういう面での対応、あるいは補助金等々につきまして、そういう形になるものでありますし、それから、事業費の方につきましても、現在のような形の中で補正をさせていただくというような内容に、大きな方向性としてはそういう形になっておるものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第 48 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第48号、平成27年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第49号、行政手続における特定の個人を識別するための個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の新しい条例につきましては、個人番号の利用と特定個人情報の提供に係る内部的な事務処理の整備をしようというのが狙いのようですが、その具体的なほとんどは規則への委任事項となっております。こういったような規則につきましては、例えば、町長部局の分については町長部局で、このような規則を制定していくのか。この条例の中には、当然に教育委員会と農業委員会も含まれておりますので、こういったような規則の設定の仕方については、どのような形で行われるのか、念のためお聞きしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

全体に係る分については町長部局の方で規則をつくりまして、例えば、教育委員会、そういった、それぞれの専門機関の部分については、それぞれの機関で定めてもらうという形でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第49号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第49号、行政手続における特定の個人を識別するための個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第50号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の改正は、地方分権による独自条例で規定をしてくださいというような地方税法の一部改正のようですが、中身については、あまり従前と変わることろはないような感じはいたしますけども、例えば、今回、町税条例で規定いたします徵収猶予に係るこういったような分割納付とか、あるいは分割納入も既に行われていると思っておりますけども、現在の税の分割納付とか、納入の実施状況はどのような形になっているのか、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

ただいまの質問のとおりでございますが、今回、地方税法すべて規定していたものを条例で定めて、各市町村、自治体ごとにきめ細かい対応ができるようにという趣旨で改正されたものでございます。

中身的には、従来とあまり変わることろがございませんが、大きく変わる点は、これまで徵収猶予等については職権で判断で行うというものでございましたが、今後は、職権あるいはご本人といいますか、滞納者といいますか、そういう方々からの申請によってもできるというような制度になるものでございます。

それで、これまでの、そういうものについての現状ということでございますが、この地方税法の規定による徵収猶予、あるいは換価の猶予というものについては、これまで、ほとんど実例がございません。というのは、これは実際に差し押さえ等をした段階等において、例えば、災害を受けたとか、病気になったとか、事業が立ち行かなくなつたといいますか、そういう大きな状況の変化があった際に、こういう徵収の猶予をするというような制度でございます。

現在、滞納されている方等について、いろいろ納税相談という形の中で、分納誓約等をして自主的に納めていただくというのが前提でございますが、そういうもので、主

にそういう滞納の方々の徵収というものを進めてございますが、そういったものは、この徵収猶予の規定に基づいてというものではございませんで、その前の段階の自主的納付の促進という形の中で行っているものでございますので、この法律は条例を適用してのものというのは今後もなかなか、そんなに出てくるものではないというように考えて いるところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第50号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第50号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第51号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の条例改正は、五日市定住促進住宅の追加というような部分でございますが、去る7月の定例会議だったでしょうか、中村の定住促進住宅の分が新たに条例制定になっているわけですが、同じような住宅でございますので、例えば、これまで中村定住促進住宅を設置した際に、この応募状況等はどのような応募状況であったのか。

それからまた、この家賃等の設定も当然やっているところでございますが、入居者からの、この住宅に対する反応等、何か寄せられているのであれば、その内容についてお知らせをいただきたいと思っております。

それからまた、今回、五日市の定住促進住宅6戸を整備することになるわけでございますが、見通しについては、これを全部利用できるような予測を持っているのかどうか。併せて、中村定住促進住宅についても、その充足は100パーセントのなかどうかもお知らせをいただきたいと、このように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

中村定住住宅の方は、今入っているのが2階の、いわゆる独身の方ですけども、そこが満杯で、4世帯入ってございます。

応募状況につきましては、確かに全部で5人、6人あったと思いますが、そういった中で優先順位を決めまして、定住、移住の観点から、町内よりは町外の方を優先とか、そういった観点の中で入ってもらってございます。

それで、既に、次のところに入りたいというような方も、特に、やはり料金設定を低く抑えているというのが、いわゆる好評でございまして、何件か問い合わせがございます。そういった中で、五日市住宅も中村住宅と同じように独身用の方は、かなり満杯になるかと思ってございます。

世帯の方についても何件か問い合わせがございます。ただ、例えば、今まで葛巻で親御さんと一緒に暮らしていたのだけども、せっかくだから独立して今度そこに入りたいとか、そういった問い合わせ等もございますので、そこは少し趣旨を整理しなければならない部分もございますので、今その人たちも入るという段階ではございませんけども、その辺のところを整理してございますけども、世帯も応募は二つ以上、今の満杯以上に申込み、問い合わせがあるという状況でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

つまり独身住宅については満室になっていますというような理解でいいですか。それから、世帯の住宅については、まだ少し空きがあるというようなことですね。

世帯住宅の方は、この6戸のうちに何世帯でしたか。その空いている戸数も教えていただければ有り難いですし、五日市定住促進住宅、せっかく整備をしても入っていただかなければ、あれですよね。今後の整備する上でも、いろいろな検討しなければならない部分がございますので、その辺の見通しについて、もう少し詳しく教えてください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

中村住宅の世帯の方は、今、下に2戸なのですが、2戸とも空いてございます。2階の方は満杯で、下の方は空いているという状況でございます。

そういった中で、まず、定住、移住に結びつく、そういった事業所等の要望等も調査

してございます。そういった方々、そういったところからの要望等も受けまして、入れて、選考しているわけですが、そのほかに公募とか、そういったようなこと等もやりながら、今後進めていきたいと思っています。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、早くですね、せっかく整備しても空室が出ていたのではもったいない話でございますから、さらに努力をしながら、この定住されるような方も入っていただくことの住宅なわけですから、有効活用が図れるような、ぜひご努力をお願いしたいということを申し上げさせていただきます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第51号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

ここで、11時15分まで休憩します。

（休憩時刻 11時03分）

（再開時刻 11時15分）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

建設水道課長。

建設水道課長（冬村一彦君）

先ほど、議案第48号におきまして、柴田委員さんからのご質問の一部を保留させていただきましたが、それについてお答えいたします。

浄化槽・基を整備すると普及率がどの程度上昇するのかというご質問でございました。浄化槽・基ですが、通常、普及率等は人口をもとに計算しております、その浄化槽・基といいますと、個々にそれぞれ利用者が違うわけでございますので、平均でお答えさせていただきますが、浄化槽・基当たり 0.05 パーセント上昇するものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

次に、日程第8、議案第52号、盛岡市及び葛巻町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結することの協議に關し議決を求めることがあります、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の連携協約につきましては、地方自治法を改正してまでの連携協約というようなことで認識しているわけでございます。しかも、全国的に見ても、そう多くない連携中枢都市圏というようなことになっているようでございます。この連携協約する場合の一番の狙い、特徴、まず、そういうのを教えていただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

この連携につきましては、いわゆる小規模、少子高齢化社会を迎える中で、相当規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により人口減少、少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点、いわゆる人口のダム機能を形成させようとするものであるという、そういった定義的な制度になってございまして、いわゆる地方、東京一極集中に対応いたしまして、東京から地方への人口の流れをつくる中で、各地方に、核となる都市を中心に一定範囲の圏域の中での人口確保、経済交流等の一定水準の確保というようなことを狙いとしているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

それから、この連携協約に当たっては、盛岡市がこの中枢都市ということになるわけでございますけども、この8市町で都市圏が構成されているわけですが、普通で

あれば、8市町のこういったような連携協約の締結になるのが通常だと思われますけども、盛岡市とそれぞれの各7市町で締結する意義、役割はどのような視点で、このような形になっていくのか。この協約の仕方も、これまでの通常とは違った協約の仕方ではないかと思っておりますが、その辺の視点については、これも今回の大きな視点のうちのひとつではないかと、どこに特徴があるのか、そのところを、まず、お伺いをしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

連携協定自体につきましては、それぞれ盛岡市と葛巻、盛岡市と岩手町というように1対1の組み合わせになるわけですが、内容については、同じ協定の内容になってございます。

そういった中で、1対1の協定といいますのは、例えば、事業を組む際に、実際、大体7、8割は8市町で同じような事業をということなのですから、例えば、盛岡市と葛巻町だけの事業とか、そういったお互いのそれぞれの持っている地域性、あるいは資源、そういったものを出し合えるように1対1の、逆に言えば、例えば、葛巻にあって、岩手町とか零石さんに特に関係ないといいますか、例えば、道路なんかも盛岡と矢巾、紫波と連携する部分があって、葛巻とか県北の方とは連携しない道路の部分についてはそこは除いてとか、広く、より実効性を持たせるために、そういった事業を組めるような形のもののために、こういうようにしていると認識してございます。

それから、これは必ず8市町が、例えば、一つが脱退したいとか、そういったのが可能か、そうなったらすべて崩れるかということもあるかと思うのですけども、1対1ですると、そこは、例えば、協定の最後の方の条に書いていますけども、例えば、葛巻なら葛巻が脱退して、あるいは、どこかが脱退しても、ほかは別に特になければそのままできるとか、そういったような柔軟なことも可能になってございますので、そういった意味で1対1というような手法をとっていると、あくまでも総務省の要綱に基づいた手続きをとっているわけですが、考え方とすれば、そういうことだと認識してございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、盛岡市と葛巻町でこの協約をする際、葛巻独自のこの業務というのが別表に連携する分野で、第3条の規定で別表にこのように、経済成長のけん引とか、高次の都市機能の集積・強化、それから、圏域全体の生活関連機能サービスの向上、こういったようなものが掲げられているわけですが、盛岡市と町独自のこういったような特

に独自性の強い事業は、どれが当町の特徴なのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

分野につきましては、この別表のとおりで、これに対する個別の事業等は今それぞれ事務段階で作業を進めていまして、3月にビジョンとして発表するという段取りになつてございますけども、私の町の方としては、例えば、(1)の経済成長のけん引の中の戦略的な観光施策、こういった部分が他町との差別化といいますか、特徴を表せる分野かと思ってございます。

それから、イの結びつきやネットワークの強化、交流・移住促進の中で、畜産開発公社での体験教育、そういった部分で特徴を出せるかというように思ってございます。以上でございます。お願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

私の方からも追加いたしまして、お答えさせていただきますが、特に地域資源を活用しての地域経済の裾野を広げるという部分等が、昨日も一般質問の中でもお話ししたところではございますが、まさに地域の、例えば、特産であったり、それを、さらに新たな事業の新商品の拡大とか、開発とか、そういったようなもの等を進めていく際も、そういう連携の中で一層、今までですと、町を中心とした一つの推進を図ってきているところでありますが、まさに中枢都市の盛岡市等との連携の中で、そういう部分を、さらに拡大を図っていくというのが大きなチャンスであろうと、このように思っているところであります。よろしくお願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

連携を強めるというような意味では理解はしておりますが、こういったような事業を進める上での経費の分担についても第4条に記載してございますが、この経費の分担はどのような形で算出されているのか。それからまた、どの程度の経費の分担になってくるのか、その見通しについてお伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

経費分担につきましては、これから事業等の洗い出し確定等に基づいてということになるかと認識してございますけども、具体的には、まだ、その手法、ルール等を確立、整理してはございませんといいますか、これからということでございます。よろしくお願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、予算的には何年度の予算から計上されていくのでしょうか。新年度予算なのか、補正予算の方に計上になるのか、その見通しについてお伺いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

これは28年度からの事業施行を目指しておりますので、28年度当初に予算計上できるものはしたいと思ってございます。ただ、この分は連携事業ですとか、まだ、そういう形にビジョンができない中で、できるかできないかという部分もございますし、既存事業であっても、さらに一層進めましょうという部分では、そういったものも取り組めますので、とりあえずは、それぞれの町で予算化しておいて、取り組んで、そのうち、その財源手当等ができましたら、その財源の方を分配するとか、少し走りながらの格好になるかと思いますが、そういった形での運用になるかと認識してございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

既存の事業も含めた上で協約に入るというようなことで理解していいのですね。

そうしますと、次に、第6条で失効の期間がございます。この2年を経過した日にその効力を失うものとするというようなことで、非常に短いような、こういったような大きな事業を推進していく上では、これは何か、その2年で失効させる理由みたいなのはあるのですか。私から言わせれば、ここに特に書かなくてもというように、こういったような事業が終われば、それぞれ連携協約を解除できるような規定でもよろしいのではないかというようにも思われますが、あえて、この2年というようなのは、当町だけでの2年なのか、そのほかの7市町の分も全部こういったような統一した形での2年を経過した日になっているのか、そのあたりを教えていただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

失効2年の関係でございますが、まず、これは全8市町、7市町、それぞれ共通する部分でございます。

この根拠としておりますのは、総務省の法律で定めております推進要綱を受けてのものでございます。考え方につきましては、この連携協約の推進要綱自体が基本的に、原則として、この連携協定はいつまで有効とか、そういった期限を定めないとございますか、将来に向かって安定的に維持、拡大していく、そういった観点から原則として定めないものとするというスタンスであります。

その中で、例えば、都合により脱退せざるを得ない、そういった事態が生じた場合に、どう対応するかという部分を担保するために、自治法の96条2項の条項を使いまして、条例で、議会の議決があった場合には、その相手方の意思に関わらず効力を失効するという、そういう規定は設けて構いませんよと、そういう要綱でございまして、それを受けてのことです。ですので、ここの2年というのは、実際には、これが使われるか使われないかは別として、いざ使われたときには、その相手方の意思に関わらず実質脱退できますので、そうしますと、そのための、あるいは残った組織の方での整理とか、その8市町の枠組みの中で事後の移動のための整理期間とか、そういった部分で、やはり、その年にというわけには、計画が既に立っているもの、走っているもの等があると思いますので、そういった意味合いから、その2年という設定をしているというように認識してございます。よろしくお願ひします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、2年以上やる場合には、また、さらに、こういったような連携協約というようなものが考えられるわけですが、これの延長というような形での協約もあり得るのでしょうか。その辺の見通しも分からぬので、教えていただければ有り難いなど。これは、このままでいきますと、もう2年で切れてしまりますよね。自動失効になってしまいますが、この中身を見ますと、2年では終わらない事業量ではないかと、私はこのように思っておりますので、2年過ぎれば、これが、すべて失われて、その後、その残の事業量が残っていても延長などをしないで、この要綱に基づかないものでやっていくのかなというようなところが分かりづらいと、そのように思っております。これが、連携中枢都市圏の構想推進要綱ですから、法律に基づかない要綱ですから、当該のそれの年度の予算で措置していくことと、たぶん、これは国の方での推進要綱ではないかと私は思っております。私は、2年間だけは、ただ、この要綱で予算措

置していきますよという読み方をしております。法律ではございませんから。それで、その違いが、私は私なりに、そのように考えているわけですが、こういったような事業をさらに進化して、推進していくためには、2年では到底成しきれないだろうという思いがありますが、その見通し等、もし、お分かりでしたら教えていただきたいと。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

今、担当課長の方からもお話をありましたように、この協約は2年とか、そういう期限を定めて協約を結ぶものではございません。したがいまして、この失効の部分でありますが、この協約の失効を求める場合ということで、例えば、葛巻町から求める場合は、議会の議決を得て、そういう形の手続きに入るわけでありますが、そういう場合の期間としては2年を経過して、その失効を失うというような、その形になるものと、このように理解しているものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。辰柳委員。

辰柳敬一委員

今回の連携中枢都市圏の形成であります、今回のこの議会に上程する前に首長等の会議がおそらく開催され、盛岡市にとって、あるいは広域圏のそれぞれの市町村にとって、こういう将来の見通し、連携することによっての、それぞれの首長あるいは町にとって、どういうことが良くてというような、おそらく、いろいろなざくばらんな話し合いが持たれたのだろうと、そのように思います。今回は仙台以北第2の都市というような目的もあるようですが、その辺について、もし、差し支えなければ町長の方からお話をいただきたいと、そのように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

町長。

町長（鈴木重男君）

町長の方からという辰柳委員さんからのであります。

これまで、数回にわたり8市町の首長での懇談の機会があったわけであります。盛岡広域それぞれの市町の取り組みも大きく違う部分もあるわけでありますが、しかしながら、持っている資源も共通するものがたくさんあるものであります。食料生産であったり、環境の面であります、あるいは、エネルギー等に対する取り組み、これも、それぞれの市町によって差もあるわけでありますが、そういったものを、持っている資

源も連携をして有效地に活用しながら情報発信をしたり、あるいはまた、外からの誘客、交流人口、観光客等も含めての増加にもつながったり、連携をしての情報発信であったり、受け入れであったり、そういう部分では、かなり、この連携を深めることによって、町にとってもプラスになるのではないか、そのように思いますことと、それからまた、特に、この企業誘致と雇用の場をつくろうとしますときに、一つひとつの、それぞれの市町だけでは、なかなか難しい部分があるわけあります。企業誘致をしようとしたときに、そこで働く人を、企業が望むくらいの人数を確保できるか、そういうことを考えますときに、我々ひとつの町だけでは企業に対して要望に応えることができない。そういうときに、この連携をすることによってプラスの方向にいくであろう、そういう、この、いろいろな観点から考えまして、今回一緒に、8市町一緒に連携をしながら、新たな方向発展を目指して取り組みを進めてまいりたい、そのように考えていくところであります。しかしながら、すぐに、どの部分がどう一気に伸びるということにも、現時点では、我が町にとっては、あるいは難しい部分もあるであろう、そのように感じてもいるところでありますので、しっかりと今後も盛岡市を中心にしながら協議を進めてまいりたい。そして、町の発展につながるように、一つひとつ細やかに対応してまいりたい、そのように考えております。よろしくどうぞお願ひいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第52号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第52号、盛岡市及び葛巻町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結することの協議に関し議決を求めるについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第53号、東京電力株式会社原子力発電所事故に係る和解に関し議決を求ることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第53号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第53号、東京電力株式会社原子力発電所事故に係る和解に関し議決を求めるこ
とについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第54号、盛岡地区広域消防組合規約の一部変更の協議に関し
議決を求ることについてを、議題とします。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第54号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第54号、盛岡地区広域消防組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めるこ
とについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第55号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求
めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

これから、公の施設に係る指定管理者の議決案件が何件か続くわけでございますが、
議案第55号に限らない質疑をさせていただきたいと思っております。

今回一斉に更新時期になっているようでございますが、公募している施設と非公募の
施設がございます。どういったような基準で、この公募する施設と非公募とする施設を
このように変更区分したのか、その理由について、お伺いをいたしたいと思います。

それからまた、公募は5施設あるわけでございますけども、この公募された施設での応募状況はどのような形だったのか、まず、その点についてお伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

公募の応募状況については、選定しようとする団体それぞれ1社のみでございました。

その公募に当たっての考え方ですけども、条例あるいはガイドライン等で大本の考え方は示されているわけですが、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が明確に期待できると判断するときは、本町が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を非公募として選定することができるという大本がございます。

その中で、実際の事務の進め方につきましては、それぞれ各所管課、担当課の方で、これまでの実績等を踏まえ、あるいは現場の実状等を踏まえ、公募か非公募の考え方を整理して、副町長を委員長とします選定委員会の方で審議いたしまして、最終的に決定するということの手続きになります。

その大本の考え方ではございますが、具体的な運用としましては、まず、非公募するといった場合には、まず、一番は適当な競争相手がいるか。例えば、自治会公民館等の場合がそうなるかとは思いますが、そういった適当な競争相手がいるか。それから、二つ目が、競争相手が仮にいたとして、公的団体、公共団体を選定した方が、これまでのノウハウの積み重ね、あるいは実績、そういった部分で、明らかにその公的団体に運営を任せた方が効果が明らかである。例えば、くすまき高原における畜産開発公社などは、まさしく、それらに該当するかと思ってございますけども、そういったような視点。それから、もう一つは、その施設だけではなく、町全体としてトータルでのメリット、デメリットという部分も重要なかと思ってございます。民間企業ではございませんので、例えば、民間企業のコスト、あるいは利潤を追求するだけの視点で選ぶものでもないと思います。そういった場合の適期、例えば、グリーンテージに対しては、それを運用するための株式会社グリーンテージくすまきというのが、条例をつくって設立目的としてあって、いろいろなまちづくりの一翼を担っている、情報発信してもらっていると、そういった中で、町全体としてのメリット、そういった部分を考慮に入れて、最終的には公募、非公募を判断しているという状況でございます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

この指定管理者制度に伴う契約等の事務については、これは一括して総務企画課の方

でやっているのか。それとも、所管課の方で事務は進めているのか。管理上については、それぞれ所管課と思うのですが、この契約上については、どのような視点で所管課を決めているのか教えてください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

全体的なスケジュールの調整といいますか、忘れないでやってください、今年は5年に1回の更新時期ですよとか、そういった日程のこと、そういった全体の調整はうちの方でやりまして、あとの実際の事務については、それぞれの所管課でやってもらうという方法でやってございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。この指定管理者の手続きにつきましては、きちっとした条例が既に定まっているわけでございますが、この42施設の管理者制度を導入するに当たって、条例には事業報告の提出とか、この協定の締結とかというのがなされているわけですが、こういったような部分が条例どおりきちんと整備されているのか、まず、確認をしなければ、議会とすれば同意することはできないですから、これまでの実施状況、それから、これまでの住民のサービス、そういったような部分については、どのような形になってきているのか、その内容についてお知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

指定管理者制度に移行することによって、それぞれの指定管理のメリットでございま受ける側それぞれのノウハウを活かした、その独自性を発揮しながらの運用、町にとりましては、その予算管理等を一定額の中で委託できると、そういったお互いのメリットが発揮されると思っていますし、そういった中での民間の良さも発揮されておりますので、住民サービスも年々向上してきているというように思ってございます。

それで、個々につきましては、それぞれ評価しているわけですけども、そういった中で、質問とは趣旨が違うかもしれませんけども、先ほども少し触れましたけども、各課から各施設について、それぞれ採点方式で評価してもらって、それを選定委員会の方で集めて、また、一つひとつチェックして、その見方が適当であるかどうかというあたりからチェックして、いずれにつきましても、その一定以上クリアしているものについて

候補者とするというような手順を踏んでいるものでございます。よろしくお願ひします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

私の手元に条例がございますので、この条例の第8条と第9条に、事業報告書の作成及び提出は第8条、それから、業務報告の聴取等については第9条に掲げておりますが、こういったような書類が全部整備されて監査委員等の監査に付されているのかどうか、そこのところを確認をさせていただきます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

はい。行ってございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第55号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第55号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めるについて、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第56号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めるについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第56号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第56号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めるについて、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第57号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めるについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

指定管理団体となる団体の件でお伺いをいたしたいと思います。

前回の議決の平成23年の際には、新岩手農業共同組合が指定管理者となっておりますが、今回、この同系会社だと思われます株式会社JAライフセレモについては、これは、今回、初めての管理者になる団体なのか。途中で変更になって、このように提案するものか、どちらでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今回、出ています株式会社JAライフセレモにつきましては、従前よりこの施設の方の管理をしていただいている方でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、今回、初めてというようなことではなくて、名義変更か何かをやったのですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

はい。ご指摘のとおりでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第57号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第57号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めるについて、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第58号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めるについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第58号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第58号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めるについて、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第59号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める

ることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第59号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第59号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めるについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第60号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めるについてを、議題とします。

葛巻町議会総合条例第146条の規定により、私委員長が除斥となりますので、退場します。

副委員長と交替のため、暫時休憩します。

(鈴木満委員長 退場／姉帯春治副委員長 委員長席へ)

(休憩時刻 12時00分)

(再開時刻 12時00分)

輝くふるさと常任副委員長（姉帯春治君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

葛巻町議会総合条例第140条第1項の規定により、委員長の職務を行います。

議案第60号について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第60号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第60号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めるについてには、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

ここで、鈴木満委員長の除斥を解き、入場を求めます。

委員長と交替のため、暫時休憩します。

(鈴木満委員長 入場／姉帯春治副委員長 自席へ)

(休憩時刻 12時02分)

(再開時刻 12時03分)

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第17、議案第61号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めるについてを、議題とします。

葛巻町議会総合条例第146条の規定により、姉帯春治委員及び辰柳敬一委員の退場を求めます。

(姉帯春治委員・辰柳敬一委員 退場)

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第61号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めるについてには、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

ここで、姉帯春治委員及び辰柳敬一委員の除斥を解き、入場を求めます。

(姉帯春治委員・辰柳敬一委員 入場・着席)

次に、日程第18、議案第62号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めるについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第62号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めるについて、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第63号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めるについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第63号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めるについて、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第64号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めるについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第64号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第64号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めるについて、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第65号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めるについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第65号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第65号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めるについて、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第66号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めるについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第66号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第66号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めるについて、

原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 66 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の審査日程はすべて終了し、本委員会に付託された事件は、全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

輝くふるさと常任委員会を閉会します。

ご苦労様でした。

(閉会時刻 | 2 時 11 分)